

ひな型（建築士法第8条の2，施行細則第8条関係）

二級・木造建築士死亡（失踪宣告）届

次の者は、
年 月 日 死亡いたし
失踪宣告を受け
建築士法第8条の2
ましたので、
建築士法施行細則第8条第4項
の規定により届け出ます。

年 月 日

徳島県知事 殿

住所
届出義務者氏名 _____
(署 名)
本人との続柄

氏 名	
生年月日	年 月 日
本 籍 地	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

- * 建築士免許証を添付してください。
添付できない場合はその理由
()
- * 「本人の死亡等の事実が確認できる書類」及び「届出者が相続人となること等の証明書類」を提出してください（戸籍謄本、除籍謄本等）。また、届出者が相続人本人であることの確認ができる書類（運転免許証等）を提示してください。